

令和 7 年度

保育所・保育所型認定こども園自主点検表
(処 遇)

(自主点検表作成日: 令和 年 月 日)

設置者名	(代表者名)		
運営者名	(代表者名)		
施設名			
施設種別	☐ 保育所 ☐ 保育所型認定こども園		
施設長名		定員 ※直近の定員	名
所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
記入者	(職名) (氏名)		

保育所自主点検表(処遇)の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の提出日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称)	(法令・通知の名称)
(1) 法律	
「社会福祉法」	⇒ ・社会福祉法(昭和26年 法律第45号)
「児童福祉法」	⇒ ・児童福祉法(昭和22年 法律第164号)
「虐待防止法」	⇒ ・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)
「学校保健安全法」	⇒ ・学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)
(2) 政令	
(3) 省令	
「児童福祉法施行規則」	⇒ ・児童福祉法施行規則(昭和23年 厚生省令第11号)
「基準」	⇒ ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号) ※青森県が所管する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月27日青森県条例第13号)第7条により、国の基準と同じものとしています。
「特定教育・保育施設運営基準」	⇒ ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年 内閣府令第39号)
「学校保健安全法施行規則」	⇒ ・学校保健安全法施行規則(昭和33年 文部省令第18号)
(4) 告示	
「認定こども園法第3条の規定に基づく基準」	⇒ ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省 告示第2号)
「保育所保育指針」	⇒ ・保育所保育指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号)
(5) 条例	
「児童福祉法施行条例」	⇒ ・青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月27日青森県条例第13号)
「認定こども園法施行条例」	⇒ ・青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成23年12月16日条例第49号)
(6) 通知(国)	
「保育所保育指針留意事項」	⇒ ・保育所保育指針の適用に際しての留意事項について(平成30年3月30日子保発0330第2号)
「健康診断票の様式例の取扱いについて」	⇒ ・児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて(平成27年9月11日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡)
「感染症対策ガイドライン」	⇒ ・「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について(令和5年5月2日 こ成基第22号)
「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	⇒ ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について(平成31年4月25日 子保発0425第2号)
「食事の提供に関する援助及び指導について」	⇒ ・児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年3月31日 子発0331第1号・障発0331第8号)
「食事計画について」	⇒ ・児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年3月31日 子母発0331第1号)

「社会福祉施設における衛生管理について」	⇒	・社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援第65号)
「衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について」	⇒	・児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日 児企第16号)
「大量調理施設衛生管理マニュアル」	⇒	・大規模食中毒対策等について(平成9年3月24日衛食第85号)の別添(最終改正 平成31年3月29日生食発0329第17号)
「感染症等発生時の報告について」	⇒	・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号)
「調理業務の委託について」	⇒	・保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号)
「集団給食施設等に対する援助及び指導について」	⇒	・集団給食施設等に対する援助及び指導について(平成8年4月30日 健医発第546号)
「入所の円滑化について」	⇒	・保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日 児発第73号)
「入所の円滑化の取扱いについて」	⇒	・保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日 児保第3号)
「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」	⇒	・教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について(令和5年4月27日こども家庭庁成育局・文部科学省総合教育政策局他事務連絡)
「事故防止ガイドライン」	⇒	・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号)
「水遊びを行う場合の事故の防止について」	⇒	・教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(令和4年6月13日府子本第679号・4初幼教第9号・子少発0613第1号・子保発0613第1号)
「教育・保育施設等事故報告について」	⇒	・教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号)
「児童の安全の確保について」	⇒	・児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成13年6月15日 雇児総発第402号)
「食事の提供ガイドラインについて」	⇒	・「保育所における食事の提供ガイドライン」について(平成24年3月30日 雇児保発0330第1号)
「保育所、認定こども園等から市町村等への定期的な情報提供について」	⇒	・学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2月28日府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号)
「児童虐待防止に係る設置者と市町村等との連携強化について」	⇒	・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号)
「子ども・子育て支援交付金交付要綱」	⇒	・子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日こ成事第481号)
「延長保育事業実施要綱」	⇒	・延長保育事業の実施について(令和6年4月1日こ成保第225号)
「子育て短期支援事業実施要綱」	⇒	・子育て短期支援事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第103号)
「一時預かり事業実施要綱」	⇒	・一時預かり事業の実施について(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)
「地域子育て支援拠点事業実施要綱」	⇒	・地域子育て支援拠点事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第113号)
「特定教育・保育施設等確認留意事項」	⇒	・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)
「子育て支援員研修事業の実施について」	⇒	・子育て支援員研修事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号)
「家庭的保育事業の実施について」	⇒	・家庭的保育事業の実施について(平成21年10月30日雇児発1030第2号)
「病児保育事業実施要綱」	⇒	・病児保育事業の実施について(令和6年3月30日こ成保第180号)
「費用の額の算定基準留意事項」	⇒	・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号)
「苦情解決の指針」	⇒	・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)
(7) 通知(県)		
「事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について」	⇒	・社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について(平成25年6月25日青健福第763号)による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」(最終改正 令和7年3月24日改正)
「青森県児童福祉法施行条例の施行について」	⇒	・青森県児童福祉法施行条例の施行について(平成25年3月29日青こ第1949号)

目次

第1 保育の状況

- 1 保育の計画の策定状況..... 1
- 2 保育の内容..... 2

第2 健康管理

- 1 健康診断..... 4
- 2 健康管理..... 5

第3 給食及び衛生管理の状況

- 1 食事計画等について..... 6
- 2 給食管理の状況..... 8
- 3 給食の委託の状況..... 10
- 4 衛生管理..... 10

第4 安全管理

- 1 安全計画..... 12
- 2 安全対策..... 12

第5 その他

- 1 定員設定..... 15
- 2 私的契約児の状況..... 15
- 3 保護者との連携状況..... 16
- 4 苦情対応..... 16

〔一時預かり事業〕

- 1 事業類型..... 17
- 2 設備..... 17
- 3 職員の配置..... 17
 - (一般型)..... 17
 - (幼稚園型)..... 18

〔病児保育事業〕

1	設備	19
2	職員の配置	20
	（病児対応型・病後児対応型）	20
	（体調不良児対応型）	20
3	運営について	21
4	衛生管理について	22
5	関係書類について	22

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																		
第1 保育の状況 1 保育の計画の策定状況 ア 全体的な計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育所は、保育の目標を達成するために、保育の基本となる「全体的な計画」を作成しなければならない。 ・ 自園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活の全体を通して総合的に展開されるよう作成すること。 ・ 子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成すること。 ・ 保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう作成すること。	基準第35条 保育所保育指針第1章3 (1)																			
イ 指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成する必要がある。 ・ 指導計画は全体的な計画に基づいて保育目標や保育方針を具体化する実践計画であり、具体的なねらいと内容、環境構成、予想される活動、保育士等の援助、家庭との連携等で構成されること。 ・ 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 ・ 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。 ・ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。 ・ 長期（年・学期・月）と短期（週・日）の指導計画を作成するに当たっての期間の範囲は、各園の実情に応じ、こどもの実態等を踏まえて創意工夫を図りながら作成する。 ⇒ 指導計画の作成状況 <table><tr><td>長期計画（年間・月間等）</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>短期計画（週案・日課等）</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>年齢別又はクラス別指導計画</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	長期計画（年間・月間等）	☐	☐	有・	☐	無	短期計画（週案・日課等）	☐	☐	有・	☐	無	年齢別又はクラス別指導計画	☐	☐	有・	☐	無	保育所保育指針第1章3 (2) 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について (令和5年5月12日こども家庭庁成育局事務連絡)	
長期計画（年間・月間等）	☐	☐	有・	☐	無																	
短期計画（週案・日課等）	☐	☐	有・	☐	無																	
年齢別又はクラス別指導計画	☐	☐	有・	☐	無																	
ウ 3歳未満児については、個別指導計画を作成していますか。また、指導計画は個人差に留意されたものになっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	保育所保育指針第1章3 (2)イ(ア)																			

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																										
2 保育の内容 ア 保育所児童保育要録を作成・保存し、小学校に送付していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育所児童保育要録は、施設長の責任の下、担当の保育士が最終年度の子どもについて作成する。また、入所児童の就学に際し、就学先の小学校へ写しを送付し、原本を保存しておく必要がある。 ・ 保育所型認定こども園にあっては、認定こども園こども要録の作成に替えることも可能である。 ・ 長期間にわたり個人情報を適正に保管する観点から、施錠可能なキャビネット等で保管すること。	保育所保育指針第2章4 (2)ウ 保育所保育指針留意事項 2(1)																											
イ 保育日誌及び児童票を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育の実践の記録として、保育の進め方を正しく把握し、次の保育の参考とするためにも保育日誌（名称は、問わない。）の作成が必要である。また、児童の個々の発達段階、病歴、家庭状況、保育歴を把握するものとして児童票（名称は、問わない。）の作成が必要である。 ⇒ 保育日誌等の整備状況 <table border="1"> <tr> <td>保育日誌</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>児童票</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table>	保育日誌	☐	有・	☐ 無	児童票	☐	有・	☐ 無	基準第14条																			
保育日誌	☐	有・	☐ 無																											
児童票	☐	有・	☐ 無																											
ウ 児童の出欠や入退所を記録していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の出欠や入退所の状況については、各種報告の基礎となるものであり、児童出欠簿（名称は、問わない。）の作成が必要である。なお、児童出欠簿は、保育日誌等他の帳簿と一緒になくても差し支えない。 ⇒ 児童出欠簿等の整備状況 <table border="1"> <tr> <td>児童出欠簿</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table>	児童出欠簿	☐	有・	☐ 無	その他	☐	有・	☐ 無	こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について(令和4年11月14日事務連絡)																			
児童出欠簿	☐	有・	☐ 無																											
その他	☐	有・	☐ 無																											
エ 保育時間を適切に設定していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育時間は1日につき8時間を原則とし、地域の実情を考慮して定めることとなっており、開所時間は11時間を確保することが望ましい。 ⇒ 保育時間の確保に関する状況 <table border="1"> <tr> <td>8時間以上の保育時間の確保</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>地域の実情に応じた必要な保育時間の確保</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table> ⇒ 規程（園規則）による通常の開閉園時間（延長保育時間は除く。） <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td><td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td></tr> </table> ⇒ 延長保育の保育時間（規程（園規則）による延長保育時間） <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td></tr> </table>	8時間以上の保育時間の確保	☐	有・	☐ 無	地域の実情に応じた必要な保育時間の確保	☐	有・	☐ 無	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～	午前	時	分	午後	時	分	基準第34条	
8時間以上の保育時間の確保	☐	有・	☐ 無																											
地域の実情に応じた必要な保育時間の確保	☐	有・	☐ 無																											
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																							
午前	時	分	～	午前	時	分	午後	時	分																					

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																																		
オ 午睡等休息時間を確保していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 季節や活動状況に応じ、子どもの疲労に注意し、午睡等の適切な休息が取れるよう配慮する必要がある。なお、休息の方法は、午睡に限定することなく、心身の安静が保てるような環境を設定し、行われていれば差し支えない。 ⇒ 午睡等休息の状況 <table border="1"> <tr> <td>午睡等休息の時間</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>休息に必要な環境の確保</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	午睡等休息の時間	☐	☐	有・	☐	無	休息に必要な環境の確保	☐	☐	有・	☐	無	基準第35条 保育所保育指針第2章1 (2)ア(イ)④、同2(2)ア(イ) ②、同3(2)ア(イ)⑥)																																							
午睡等休息の時間	☐	☐	有・	☐	無																																																	
休息に必要な環境の確保	☐	☐	有・	☐	無																																																	
カ 正当な理由もなく一斉休園しないようにしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。 - 児童福祉施設は、非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的なサービスが求められる施設である。 - 保育所が臨時休業等の対応を取るか否かは、保育の実施主体である市町村が行う。市町村の指示や事前の取り決めなどに従って対応する。 ⇒ 休園の状況 (前年度の実施状況及び本年度の実施状況又は予定を記載(園規則上の年末年始休暇を除く)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>区分</th><th>有</th><th>無</th><th>期 間</th><th>職員の勤務形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前年度</td><td>一斉休園</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無 月 日～月 日</td><td>☐一部出勤・☐出勤なし</td></tr> <tr> <td>一部休園</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無 月 日～月 日</td><td>☐一部出勤・☐出勤なし</td></tr> <tr> <td rowspan="2">本年度</td><td>一斉休園</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無 月 日～月 日</td><td>☐一部出勤・☐出勤なし</td></tr> <tr> <td>一部休園</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無 月 日～月 日</td><td>☐一部出勤・☐出勤なし</td></tr> </tbody> </table>	年度	区分	有	無	期 間	職員の勤務形態	前年度	一斉休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし	一部休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし	本年度	一斉休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし	一部休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし	児童福祉法第39条 児童福祉施設における業務継続ガイドライン																			
年度	区分	有	無	期 間	職員の勤務形態																																																	
前年度	一斉休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし																																																
	一部休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし																																																
本年度	一斉休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし																																																
	一部休園	☐	有・	☐	無 月 日～月 日	☐ 一部出勤・ ☐ 出勤なし																																																
キ 地域子ども・子育て支援事業等を適正に実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 地域子ども・子育て支援事業等は、交付金が交付されることから、適正に実施する必要がある。 ⇒ 延長保育 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の実施</th><th>保育時間の記録</th><th>児童の記録</th><th>間食・給食の実施</th><th>保育士の配置人数</th><th>利用料設定額</th><th>徴収記録</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td><td>円/時間</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td colspan="2">月平均対象児童数</td><td colspan="5">※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数</td></tr> <tr> <td colspan="2">人</td><td colspan="5"></td></tr> </tbody> </table> ⇒ 夜間養護等事業(休日保育) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の実施</th><th>保育実施日の記録</th><th>児童の記録</th><th>間食・給食の実施</th><th>利用料設定額</th><th>徴収記録</th><th>年間延児童数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>円</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td></tr> </tbody> </table> ⇒ 地域子育て支援拠点事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の実施</th><th>活動記録</th><th>職員の配置</th><th>事業概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td><td></td></tr> </tbody> </table> ⇒ 一時預かり事業 P18へ ⇒ 病児保育事業 P20へ	事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無	月平均対象児童数		※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数					人							事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人	事業の実施	活動記録	職員の配置	事業概要	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人		子ども・子育て支援交付金交付要綱 延長保育事業実施要綱 子育て短期支援事業実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱 一時預かり事業実施要綱 病児保育事業実施要綱	
事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録																																																
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無																																																
月平均対象児童数		※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数																																																				
人																																																						
事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数																																																
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人																																																
事業の実施	活動記録	職員の配置	事業概要																																																			
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人																																																				

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																															
第2 健康管理 1 健康診断 ア 健康診断は、適正に実施されていますか。 イ 健康診断1回目については、6月30日までに実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設の長は、入所した児童（年度途中に入所した児童を含む。）に対し、入所時の健康診断、年に2回の定期健康診断及び随時の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行わなければならない。 ○ 学校保健安全法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。 ⇒ 定期健康診断（前年度の実施状況） 《内科》 <table border="1"> <tr> <td></td><td>1回目</td><td>2回目</td><td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 《歯科》 <table border="1"> <tr> <td></td><td>1回目</td><td>2回目</td><td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ⇒ 入所時の健康診断の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>入所時の健康診断の実施状況</td><td>☐有・☐無</td><td>入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td>内科 歯科</td><td></td></tr> </table> ⇒ 健康診断の記録等の状況 <table border="1"> <tr> <td>健康診断記録簿</td><td>健康診断記録簿がない場合の記録の状況</td><td>身長・体重の測定</td></tr> <tr> <td>☐有・☐無</td><td></td><td>年 回</td></tr> <tr> <td>保護者への連絡等</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr> </table>		1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関					1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関				入所時の健康診断の実施状況	☐ 有・ ☐ 無	入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い	実施機関	内科 歯科		健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定	☐ 有・ ☐ 無		年 回	保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無		基準第12条 学校保健安全法第11条、第13条 学校保健安全法施行規則第5条 健康診断票の様式例の取扱いについて 学校保健安全法施行規則第4条（就学時健康診断様式）	
	1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																
人数	人	人																																																	
実施日	年 月 日	年 月 日																																																	
実施機関																																																			
	1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																
人数	人	人																																																	
実施日	年 月 日	年 月 日																																																	
実施機関																																																			
入所時の健康診断の実施状況	☐ 有・ ☐ 無	入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																	
実施機関	内科 歯科																																																		
健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定																																																	
☐ 有・ ☐ 無		年 回																																																	
保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無																																																		

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄									
2 健康管理 ア 既往歴及び予防接種等について把握していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 入所前の発育、健康状態、既往歴、生活習慣を知ることは、入所後の健康管理のために必要な事項である。 ⇒ 記録等の状況 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td><td>既往歴</td><td>予防接種</td></tr> <tr> <td>記 録</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td>保護者への連絡等</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> </table>	区 分	既往歴	予防接種	記 録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	保育所保育指針第3章	
区 分	既往歴	予防接種											
記 録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無											
保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無											
イ 急な病気への対応は適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育中に健康上の異常が発生した場合は、その症状によって治療、原因の究明等に努めるとともに、必要に応じて他の児童からの隔離、保護者への連絡、医師への受診等万全の対処に努め、その経過を記録しておく必要がある。 ⇒ 急な事故や疾病の際の記録等 <table border="1"> <tr> <td>記 録</td><td>☐有・☐無</td><td>どのような措置がとられているか</td></tr> <tr> <td>保護者への連絡・照会</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr> <tr> <td>保育士間の連絡方法</td><td></td><td></td></tr> </table>	記 録	☐ 有・ ☐ 無	どのような措置がとられているか	保護者への連絡・照会	☐ 有・ ☐ 無		保育士間の連絡方法			基準第35条 保育所保育指針第3章1(3) 感染症対策ガイドライン	
記 録	☐ 有・ ☐ 無	どのような措置がとられているか											
保護者への連絡・照会	☐ 有・ ☐ 無												
保育士間の連絡方法													
ウ 日々の健康状態、服装の異常等の状況を確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の保育を適切に行うためには、朝の登園時の健康状態や服装の異常について、保育日誌、児童出欠簿、児童票等に記載し、保育士相互に周知を図るとともに、日々の行動に留意し、日常と異なることはないか観察し、記録することにより、より良い処遇に結びつける必要がある。 なお、記録は異常がある場合だけでもよい。 登園時に、顔色、体温、皮膚の異常及び清潔状況を観察し、異常があった場合は、保護者から事情を聴取し、適切な処置をとらなければならない。 また、退園時に清潔、外傷、服装等の検査をし、異常があった場合はその処置を行い、記録しておく必要がある。 ⇒ 日々の健康や服装の異常の記録等 <table border="1"> <tr> <td>記 録</td><td>☐有・☐無</td><td>どのような措置がとられているか</td></tr> <tr> <td>保護者への連絡・照会</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr> <tr> <td>保育士間の連絡方法</td><td></td><td></td></tr> </table>	記 録	☐ 有・ ☐ 無	どのような措置がとられているか	保護者への連絡・照会	☐ 有・ ☐ 無		保育士間の連絡方法			基準第35条 保育所保育指針第3章 保育所、認定こども園等から市町村等への定期的な情報提供について	
記 録	☐ 有・ ☐ 無	どのような措置がとられているか											
保護者への連絡・照会	☐ 有・ ☐ 無												
保育士間の連絡方法													
エ 虐待の疑いがないか確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 虐待の疑い <table border="1"> <tr> <td>どのような措置がとられているか</td><td></td></tr> <tr> <td>保育士間の連絡方法</td><td></td></tr> </table>	どのような措置がとられているか		保育士間の連絡方法		虐待防止法第5条 児童虐待防止に係る設置者と市町村等との連携強化について						
どのような措置がとられているか													
保育士間の連絡方法													
オ 乳幼児突然死症候群に対する対応を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 生後2か月から6か月に多いとされる乳幼児突然死症候群（SIDS）は、主として睡眠中に発生するため、うつぶせ寝にして放置することは避けなければならない。 うつぶせにする際には、子どものそばを離れないようにし、離れる場合には、仰向けにするか、他の保育士が見守るようにする。 ○ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。	教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について 事故防止ガイドライン										

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																
第3 給食及び衛生管理の状況 1 食事計画等について ア 子どもの特性に応じて必要とするエネルギー量及び給与栄養量が確保できる食事を提供していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ○ 入所施設における「給与栄養量」の目標については、「食事摂取基準」によることとされているので参考とされたい。 なお、通所施設において昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事における特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 ⇒ 直近の保健所の「給食施設栄養指導票」 <table border="1"> <tr> <td>通知日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	通知日	令和	年	月	日	基準第11条第2項 食事の提供に関する援助及び指導について1 (1)												
通知日	令和	年	月	日																
イ 子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)について、「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。 また、障害や疾患を有するなど身体状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。 ⇒ 乳幼児の健全な発達に必要な栄養量の確保 <table border="1"> <tr> <td>給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> </table>	給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成		有・	無	荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成		有・	無	食事の提供に関する援助及び指導について1 (2) 食事計画について2 (1)									
給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成		有・	無																	
荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成		有・	無																	
ウ 給与栄養量が確保できるよう、献立を作成していますか。 摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事は、健全な発育に必要な栄養量を確保するほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供に努めること。 ○ 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。 また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。 ⇒ 献立表等 <table border="1"> <tr> <td>予定献立表</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>実施献立表</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>未満児献立表</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>月齢に応じた離乳食の献立表等</td> <td></td> <td>有・</td> <td>無</td> </tr> </table>	予定献立表		有・	無	実施献立表		有・	無	未満児献立表		有・	無	月齢に応じた離乳食の献立表等		有・	無	基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1 (4) 食事計画について2 (6) 食事の提供ガイドラインについて 衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について	
予定献立表		有・	無																	
実施献立表		有・	無																	
未満児献立表		有・	無																	
月齢に応じた離乳食の献立表等		有・	無																	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																								
エ 施設全体で、食事の提供に係る業務の改善に努めていますか。また、定期的に給食会議を開催し、必要な検討を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。 ○ 定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。 ○ 職員間で、食事の提供に係る業務の重要性についての認識の向上を図るとともに、食事の提供に係る職員に対しては、適時、講習会、研究会等により知識及び技能の向上を図ること。 ⇒ 給食会議の開催 <table border="1"> <tr> <td>給食会議の開催</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>献立表作成に関する施設長の関与</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	給食会議の開催	☐	有・	無	献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	無	食事の提供に関する援助及び指導について2（4） 食事計画について3（2） 食事の提供に関する援助及び指導について2（5）																	
給食会議の開催	☐	有・	無																									
献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	無																									
オ 食事計画について評価を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価するとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。 特に幼児について、定期的に子どもの身長及び体重を測定するとともに、幼児身長体重曲線（性別・身長別標準体重）等による肥満度に基づき、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。	食事の提供に関する援助及び指導について1（3）																									
カ 予定献立に基づき、調理を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。 パンと牛乳だけ、インスタントラーメン等の簡易給食や既製品の多用は認められない。 正当な理由なく、保護者全員の同意が得られないまま給食を行わず保護者に負担を強いることはできない。 ⇒ 給食の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>正当な理由のない給食の中止</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>上記「有」の理由</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td colspan="4">有の場合の頻度：</td></tr> </table>	正当な理由のない給食の中止	☐	有・	無	定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	無	主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	無	上記「有」の理由				インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	無	有の場合の頻度：				基準第11条第4項	
正当な理由のない給食の中止	☐	有・	無																									
定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	無																									
主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	無																									
上記「有」の理由																												
インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	無																									
有の場合の頻度：																												
キ 食物アレルギー等に配慮した食事の提供や、誤食等への発生の防止に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 ○ 食物アレルギーについては、生活管理指導表等を活用するなどして状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 ⇒ 食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法 <table border="1"> <tr> <td>食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法				基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1（6） 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン																					
食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法																												

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																		
ク 災害発生に備えた連絡・協力体制を構築していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1(7)																			
ケ 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の健康な生活を基本として食を営む力の育成に努めなければならない。 ○ 食事の提供やその他の活動を通して「食育」の実践に努めること。 ○ 日々提供される食事が子どもの心身の健全育成にとって重要であることに鑑み、施設や子どもの特性に応じて、将来を見据えた食を通じた自立支援にもつながる「食育」の実践に努めること。	基準第11条第5項 食事の提供に関する援助及び指導について2(6) 食事計画について3(3)																			
2 給食管理の状況 ア 日々提供する給食について、食事内容や食事環境に十分配慮していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。 ○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食事の提供に係る職員の健康診断及び定期検便、食品の衛生的取扱い並びに消毒等保健衛生に万全を期し、食中毒や感染症の発生防止に努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1(5) 食事計画について3(4)																			
イ 給食日誌は作成され、また、残食について記録していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 給食日誌 <table border="1"> <tr> <td>給食日誌の作成</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>残食記録</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> </table>	給食日誌の作成	☐	☐	有・	☐	無	残食記録	☐	☐	有・	☐	無	集団給食施設等に対する援助及び指導について							
給食日誌の作成	☐	☐	有・	☐	無																	
残食記録	☐	☐	有・	☐	無																	
ウ 検食を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 検食は、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、量、質、嗜好的観点から給食として適当かどうかを確認する必要がある。 ⇒ 検食 <table border="1"> <tr> <td>検食の給食前の実施</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>離乳食の検食</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> </table>	検食の給食前の実施	☐	☐	有・	☐	無	離乳食の検食	☐	☐	有・	☐	無	検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	☐	有・	☐	無	社会福祉施設等における食品の安全確保について（平成20年3月7日付け雇児総発第0307001号） （参考） 学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示）第3の1(6)①	
検食の給食前の実施	☐	☐	有・	☐	無																	
離乳食の検食	☐	☐	有・	☐	無																	
検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	☐	有・	☐	無																	
エ 食品の管理は適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 献立表に基づき正確に給食を実施するためには、日々の必要量を把握し、適正に発注する必要がある。このため、食品購入、受払は適切に管理されなければならない。 ⇒ 食品管理の状況 <table border="1"> <tr> <td>給食材料発注に係る決裁</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>給食材料納品時の検収</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>発注担当者と検収者の区別</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> </table>	給食材料発注に係る決裁	☐	☐	有・	☐	無	給食材料納品時の検収	☐	☐	有・	☐	無	発注担当者と検収者の区別	☐	☐	有・	☐	無	衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について （参考） 学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示）第3の1(3)	
給食材料発注に係る決裁	☐	☐	有・	☐	無																	
給食材料納品時の検収	☐	☐	有・	☐	無																	
発注担当者と検収者の区別	☐	☐	有・	☐	無																	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																															
オ 食中毒防止対策を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食中毒を予防するため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「食品製造におけるHACCP入門のための手引書【大量調理施設における食品の調理編】」に基づいて衛生管理に努める必要がある。 ⇒ 食中毒防止対策 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保健所による 直近の指導</td> <td>実施年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>指導事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>改善等の状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">衛生自主管理点 検の状況（前年 度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択して下さい。</td> <td>調理施設の点検表</td> <td>☐有（点検頻度）</td> <td>☐無</td> <td rowspan="5">改善 等 の 状 況</td> </tr> <tr> <td>従事者等の衛生管理点検表</td> <td>☐有（点検頻度）</td> <td>☐無</td> </tr> <tr> <td>原材料の取扱い等点検表</td> <td>☐有（点検頻度）</td> <td>☐無</td> </tr> <tr> <td>調理器具等及び使用水の点検表</td> <td>☐有（点検頻度）</td> <td>☐無</td> </tr> <tr> <td>調理等における点検表</td> <td>☐有（点検頻度）</td> <td>☐無</td> </tr> <tr> <td>専用の手洗い、 消毒の設備</td> <td colspan="3">☐有・☐無</td> </tr> </table>	保健所による 直近の指導	実施年月日	年 月 日		指導事項			改善等の状況			衛生自主管理点 検の状況（前年 度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択して下さい。	調理施設の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	改善 等 の 状 況	従事者等の衛生管理点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	原材料の取扱い等点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	調理器具等及び使用水の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	調理等における点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	専用の手洗い、 消毒の設備	☐ 有・ ☐ 無			社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル 衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について	
保健所による 直近の指導	実施年月日	年 月 日																																	
	指導事項																																		
	改善等の状況																																		
衛生自主管理点 検の状況（前年 度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択して下さい。	調理施設の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	改善 等 の 状 況																															
	従事者等の衛生管理点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																
	原材料の取扱い等点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																
	調理器具等及び使用水の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																
	調理等における点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																
専用の手洗い、 消毒の設備	☐ 有・ ☐ 無																																		
カ 検査用保存食を適切に保存していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 集団給食を行う施設では、食中毒防止に細心の注意を払うとともに食中毒が発生したときにその原因を調査できるように検査用保存食を保存する必要がある。 検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50グラム程度ずつ容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20度以下で2週間以上保存する。 ⇒ 保存食 <table border="1"> <tr> <td>提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>一定期間（2週間）適切な方法（－20度以下）での保管</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>有・</td> <td>☐</td> <td>無</td> </tr> </table>	提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存	☐	☐	有・	☐	無	一定期間（2週間）適切な方法（－20度以下）での保管	☐	☐	有・	☐	無	社会福祉施設における衛生管理について 大量調理施設衛生管理マニュアル 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年7月25日社援施第117号）																				
提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存	☐	☐	有・	☐	無																														
一定期間（2週間）適切な方法（－20度以下）での保管	☐	☐	有・	☐	無																														

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄									
3 給食の委託の状況 ア 調理業務の委託は適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 調理業務を委託するには、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される必要がある。 施設内の調理室を使用して調理させること。 ⇒ 調理業務の委託の状況 <table border="1"> <tr> <td>調理業務委託の実施の有無</td><td>☐ 有（受託者名：_____）</td><td>☐ 無</td></tr> <tr> <td>調理場所</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>栄養士による配慮</td><td>☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）</td><td>☐ 無</td></tr> </table>	調理業務委託の実施の有無	☐ 有（受託者名：_____）	☐ 無	調理場所			栄養士による配慮	☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）	☐ 無	調理業務の委託について	
調理業務委託の実施の有無	☐ 有（受託者名：_____）	☐ 無											
調理場所													
栄養士による配慮	☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）	☐ 無											
イ 満3歳児以上の幼児に対する食事の提供について、適切に外部搬入を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 満3歳以上児に対する給食を外部から搬入する場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に定める要件を満たす必要がある。 （要件）・食事提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 - 当該保育所又は保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 - 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 - 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 - 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。 ⇒ 外部搬入の実施の状況 <table border="1"> <tr> <td>給食の外部搬入の実施の有無</td><td>☐ 有（受託者名：_____）</td><td>☐ 無</td></tr> <tr> <td>栄養士による配慮</td><td>☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）</td><td>☐ 無</td></tr> </table>	給食の外部搬入の実施の有無	☐ 有（受託者名：_____）	☐ 無	栄養士による配慮	☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）	☐ 無	基準第32条の2				
給食の外部搬入の実施の有無	☐ 有（受託者名：_____）	☐ 無											
栄養士による配慮	☐ 有（栄養士所属・氏名：_____）	☐ 無											
4 衛生管理 ア 衛生管理対策を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○ 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	基準第10条第1項 基準第10条第2項										
イ 必要な医薬品等を備え、適切に管理していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	基準第10条第5項										
ウ 感染症等予防対策を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては児童との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び児童に対して手洗いやうがい等を励行するなど衛生教育の徹底を図ること。	感染症等発生時の報告について										

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																				
エ 使用するタオルやコップは個人専用としていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童が使用するタオルやコップは、他人と共用することなく個人専用とする。 タオルやコップの個人専用化が難しい場合は、使い捨てペーパータオル、紙コップ等の利用も考慮する。 ⇒ タオル・コップ <table border="1"> <tr> <td>個人専用タオル</td><td>☐有・☐無</td><td>無の場合の対応：</td></tr> <tr> <td>個人専用コップ</td><td>☐有・☐無</td><td>無の場合の対応：</td></tr> </table>	個人専用タオル	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の対応：	個人専用コップ	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の対応：	衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について															
個人専用タオル	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の対応：																						
個人専用コップ	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の対応：																						
オ 衛生管理に関する研修を実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 職員に対し、年1回以上の衛生管理に関する研修を実施すること。	感染症等発生時の報告について																					
カ 感染症等が発生した場合の報告体制を整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 施設長は、次の①、②又は③の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずる必要があるため、報告体制を整備しておくこと。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全児童の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ○ 食中毒及び感染症の発生の際は、社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和7年3月24日改正）により、県に報告※すること。（第一報は、文書作成を待たずに電話又はFAX等により遅滞なく行うこと。） ※ 県への報告を要する感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとしているが、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告すること。 また、感染症発生時は、所轄保健所に対しても確実かつ速やかに報告すること。 ⇒ 感染症予防対策 <table border="1"> <tr> <td>衛生管理研修の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>上記に係る食中毒・感染症発生の報告</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐無</td></tr> </table>	衛生管理研修の実施	☐	有	・	☐ 無	感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有	・	☐ 無	昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有	・	☐ 無	上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有	・	☐ 無	感染症等発生時の報告について	
衛生管理研修の実施	☐	有	・	☐ 無																				
感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有	・	☐ 無																				
昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有	・	☐ 無																				
上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有	・	☐ 無																				
			事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について																					

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄								
第4 安全管理 1 安全計画 ア 安全計画を策定し、必要な措置を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	基準第6条の3第1項 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付厚生労働省こども家庭局保育課事務連絡）									
イ 職員に対し、安全計画について周知し、研修及び訓練を定期的実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ⇒ 安全計画に基づく研修・訓練の状況 <table border="1"> <tr> <td>安全計画に基づく研修（予定を含む）</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td></tr> <tr> <td>安全計画に基づく訓練（予定を含む）</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td></tr> </table>	安全計画に基づく研修（予定を含む）	令和	年	月	安全計画に基づく訓練（予定を含む）	令和	年	月	基準第6条の3第2項	
安全計画に基づく研修（予定を含む）	令和	年	月									
安全計画に基づく訓練（予定を含む）	令和	年	月									
ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	基準第6条の3第3項									
エ 定期的に安全計画の見直し及び必要に応じ変更を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	基準第6条の3第4項									
2 安全対策 ア 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 ⇒ 児童の所在の確認方法 	基準第6条の4第1項 認定こども園法第3条の規定に基づく基準第8の6									
イ 日常的に、児童の送迎用自動車を運行している場合、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の確認を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 保育所及び保育所型認定こども園は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。	基準第6条の4第2項 認定こども園法第3条の規定に基づく基準第8の7									
ウ 児童の送迎の確認がなされていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の送迎は、保護者が責任を持って行うことを原則とし、責任ある人以外は送迎させないようにし、児童の安全を確保する必要がある。 ⇒ 児童の送迎が保護者でない場合の保護者への確認 <table border="1"> <tr> <td>確認</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・☐</td><td>無</td></tr> </table>	確認	☐	☐	有・ ☐	無	児童の安全の確保について別添2				
確認	☐	☐	有・ ☐	無								

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																								
エ プール活動や水遊びを行う場合は、必要な措置をとっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置できない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。 事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の機会を設ける必要がある。	水遊びを行う場合の事故の防止について 事故防止ガイドライン																									
オ 入所児童の事故・危害防止に十分な配慮を払っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育環境を清潔に保つとともに、遊戯環境の安全を確保する必要がある。特に大型遊具や危険箇所については定期的に点検し、必要に応じて危険防止対策を講じなければならない。 ⇒ 乳児室及び保育室の状況 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">乳児室</td> <td>室内温度（ 月 日 ）</td> <td>8時 度、12時 度、16時 度</td> </tr> <tr> <td>清掃状況 1日 回、担当者：</td> <td>大掃除 年 回</td> </tr> <tr> <td>遊具の洗浄 ☐有・☐無 種別と頻度：</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">口に触れる遊具の洗浄頻度</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保育室</td> <td>室内温度（ 月 日 ）</td> <td>8時 度、12時 度、16時 度</td> </tr> <tr> <td>清掃状況 1日 回、担当者：</td> <td>大掃除 年 回</td> </tr> <tr> <td>遊具の洗浄 ☐有・☐無 種別と頻度：</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">口に触れる遊具の洗浄頻度</td> </tr> </table> ⇒ 遊具の点検 <table border="1"> <tr> <td>園庭の遊具</td> <td>点検回数： 年 回</td> <td>点検後の危険防止対策：</td> </tr> <tr> <td>保育室等室内の遊具</td> <td>点検回数： 年 回</td> <td>点検後の危険防止対策：</td> </tr> </table> ○ 事故発生の防止のため、次の点に留意して安全管理体制を確立すること。 - 児童が出入りする場所には危険物を置かない、書庫等は固定する、棚から物が落下しないための工夫を行うこと等、事故防止ガイドライン、消費者庁ウェブサイト等を参考にした事故防止対策を講じることが望ましい。 - 経営者、管理者自らが安全管理の重要性を認識し、組織的に安全管理体制の整備に努める。 - 事故発生の防止のための指針等の作成及び必要に応じた見直しに努める。また、その内容等について、定期的に研修会を開催するなど全職員への周知徹底を図る。 - 事故やヒヤリハット事例が発生した際には、その原因を分析し、再発防止のための対策を講じる。	乳児室	室内温度（ 月 日 ）	8時 度、12時 度、16時 度	清掃状況 1日 回、担当者：	大掃除 年 回	遊具の洗浄 ☐ 有・ ☐ 無 種別と頻度：		口に触れる遊具の洗浄頻度		保育室	室内温度（ 月 日 ）	8時 度、12時 度、16時 度	清掃状況 1日 回、担当者：	大掃除 年 回	遊具の洗浄 ☐ 有・ ☐ 無 種別と頻度：		口に触れる遊具の洗浄頻度		園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	保育室等室内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	基準第5条第5項 事故防止ガイドライン	
乳児室	室内温度（ 月 日 ）	8時 度、12時 度、16時 度																										
	清掃状況 1日 回、担当者：	大掃除 年 回																										
	遊具の洗浄 ☐ 有・ ☐ 無 種別と頻度：																											
	口に触れる遊具の洗浄頻度																											
保育室	室内温度（ 月 日 ）	8時 度、12時 度、16時 度																										
	清掃状況 1日 回、担当者：	大掃除 年 回																										
	遊具の洗浄 ☐ 有・ ☐ 無 種別と頻度：																											
	口に触れる遊具の洗浄頻度																											
園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：																										
保育室等室内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：																										

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																								
カ 不審者へ対応した避難訓練を実施していますか。 キ 虐待等の禁止を守っていますか。 ク 事故・不祥事案が発生した場合、県、市町村及び保護者等に速やかに連絡していますか。 また、発生時からの記録等を整備していますか。	☐はい・☐いいえ ☐はい・☐いいえ ☐はい・☐いいえ ☐該当しない	・ 窒息の可能性のある玩具・小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育士等により室内・園庭内の点検を定期的実施する。 ・ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施する。 <特定教育・保育施設等における事故情報データベース> https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/ ⇒ 安全管理体制の状況 <table border="1"> <tr> <td>責任者の設置等管理体制の整備</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>指針（マニュアル）の作成</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>事故防止のための日常的な点検</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>職員研修・訓練の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>ヒヤリ・ハット事例の報告作成</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>その他（ ）</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table> ○ 防災・防犯のための日常安全管理の一環として、不審者への対応に係る避難訓練等を職員及び児童の参加により定期的実施している必要がある。 ⇒ 不審者への対応を想定した避難訓練等の実施 <table border="1"> <tr> <td>前年度実施月</td><td></td></tr> <tr> <td>今年度実施月</td><td></td></tr> </table> （予定含む） ○ 児童福祉施設の職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 事故・不祥事案等があった場合、その後の処理及び対策が適切に行われること。 なお、社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案発生時の報告取扱要領」（令和7年3月24日改正）による県及び市町村への事故報告が必要な範囲は、次のとおり。 ① 児童の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生 ※ 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。 ※ 負傷の程度については、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故。 ※ 施設側の過誤、過失の有無は問わない。 ※ 児童が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告を要する。 ② 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生 ※ 横領、児童への虐待など児童の処遇に影響のあるものについても報告すること。 ③ その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生 ※ 児童の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等についても報告すること。	責任者の設置等管理体制の整備	☐	有	・	☐	無	指針（マニュアル）の作成	☐	有	・	☐	無	事故防止のための日常的な点検	☐	有	・	☐	無	職員研修・訓練の実施	☐	有	・	☐	無	ヒヤリ・ハット事例の報告作成	☐	有	・	☐	無	その他（ ）	☐	有	・	☐	無	前年度実施月		今年度実施月		児童の安全の確保について別添2 基準第9条の2 事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について	
責任者の設置等管理体制の整備	☐	有	・	☐	無																																							
指針（マニュアル）の作成	☐	有	・	☐	無																																							
事故防止のための日常的な点検	☐	有	・	☐	無																																							
職員研修・訓練の実施	☐	有	・	☐	無																																							
ヒヤリ・ハット事例の報告作成	☐	有	・	☐	無																																							
その他（ ）	☐	有	・	☐	無																																							
前年度実施月																																												
今年度実施月																																												

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																		
第5 その他 1 定員設定 利用定員を超えて保育を実施している状況が恒常的にわたる場合、定員の見直し等に積極的に取り組んでいますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 事故・不祥事等について報告するための様式を整備するとともに、事故・不祥事等発生、発見ごとに記録し、保存すること。 ○ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）で重大事故（骨折を含む）が発生した場合は、市町村へ報告すると同時に、県（こどもみらい課）へも報告すること。 ⇒ 事故・不祥事案の発生状況 <table border="1"> <tr> <td>昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>上記に係る県への報告</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table> ○ 特定教育・保育施設は利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情があると市町村が認めた場合は、利用定員を超えて保育の実施を行うことができる。 なお、利用定員を超える受入れを行ったことにより認可定員を超える場合は、認可定員を変更する必要がある。 ○ 利用定員を超えている状況が恒常的に亘る場合（連続する過去の5年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には、利用定員の見直し等に積極的に取り組むこと。（2号・3号認定子どもに限る。1号認定こどもは、2年度間） ⇒ 過去3年度における入所状況及び定員見直し等の取り組み状況(参考) <table border="1"> <tr> <td> ・ 令和3年度において、常に定員を ☐超えていない。 ☐超えている。 → 年間平均在所率※ % </td><td rowspan="3"> ※ 「年間平均在所率」・・・ 当該年度内における各月の 初日の在所人員の総和を各月の 初日の利用定員の総和で除したものの。 </td></tr> <tr> <td> ・ 令和4年度において、常に定員を ☐超えていない。 ☐超えている。 → 年間平均在所率※ % </td></tr> <tr> <td> ・ 令和5年度において、常に定員を ☐超えていない。 ☐超えている。 → 年間平均在所率※ % </td></tr> <tr> <td colspan="2">【定員を超えている状況が恒常的に亘る場合に該当することを受け、取り組んだ内容】</td></tr> </table>	昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無	☐	有	・	☐	無	上記に係る県への報告	☐	有	・	☐	無	・ 令和3年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %	※ 「年間平均在所率」・・・ 当該年度内における各月の 初日の在所人員の総和を各月の 初日の利用定員の総和で除したものの。	・ 令和4年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %	・ 令和5年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %	【定員を超えている状況が恒常的に亘る場合に該当することを受け、取り組んだ内容】		事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について 特定教育・保育施設等事故報告について 特定教育・保育施設運営基準第22条 費用の額の算定基準留意事項別紙2V	
昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無	☐	有	・	☐	無																	
上記に係る県への報告	☐	有	・	☐	無																	
・ 令和3年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %	※ 「年間平均在所率」・・・ 当該年度内における各月の 初日の在所人員の総和を各月の 初日の利用定員の総和で除したものの。																					
・ 令和4年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %																						
・ 令和5年度において、常に定員を ☐ 超えていない。 ☐ 超えている。 → 年間平均在所率※ %																						
【定員を超えている状況が恒常的に亘る場合に該当することを受け、取り組んだ内容】																						

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																				
2 私的契約児の状況 私的契約児受入に係る契約内容は適切ですか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 私的契約児の入所については、一般入所児童の保育に支障を生じないことが条件となっており、定員を超えている場合は、支障を生じていると考えるべきである。 ⇒ 私的契約児受入状況 <table border="1"> <tr> <td>私的契約児の有無</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>児童数（前年度月平均）</td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>定員の遵守</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>保育単価による費用の徴収</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table>	私的契約児の有無	☐	有・	☐ 無	児童数（前年度月平均）			人	定員の遵守	☐	有・	☐ 無	保育単価による費用の徴収	☐	有・	☐ 無	入所の円滑化の取扱いについて					
私的契約児の有無	☐	有・	☐ 無																					
児童数（前年度月平均）			人																					
定員の遵守	☐	有・	☐ 無																					
保育単価による費用の徴収	☐	有・	☐ 無																					
3 保護者との連携状況 ア 保護者との連携が図られていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 常に保護者との密接な連絡を取り、保育の内容等につき保護者の理解と協力を得よう努める必要がある。 連絡をとるものとして、連絡帳、園だより、保護者との懇談会等が考えられるが、口頭で行われていても連絡内容が保育日誌や児童票に記載されていれば差し支えない。 また、災害等緊急時に速やかに連絡ができるよう緊急連絡体制を整えておく必要がある。 ⇒ 保護者との連携状況 <table border="1"> <tr> <td>保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>保護者との連絡方法</td><td>乳児：☐連絡帳 幼児：☐連絡帳</td><td>☐掲示板 ☐口頭</td><td>☐その他（ ）</td></tr> <tr> <td>予定献立表の周知方法</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>園だより等</td><td>発行の有無：☐有・☐無</td><td>発行頻度： 年・ 月</td><td> 回</td></tr> <tr> <td>緊急時の連絡体制</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table>	保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡	☐	有・	☐ 無	保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳 幼児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板 ☐ 口頭	☐ その他（ ）	予定献立表の周知方法				園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無	発行頻度： 年・ 月	回	緊急時の連絡体制	☐	有・	☐ 無	基準第36条 保育所保育指針第4章	
保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡	☐	有・	☐ 無																					
保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳 幼児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板 ☐ 口頭	☐ その他（ ）																					
予定献立表の周知方法																								
園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無	発行頻度： 年・ 月	回																					
緊急時の連絡体制	☐	有・	☐ 無																					
イ 保護者から必要のない負担金を徴収しないようにしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 保育所に入所する児童に係る費用は、市町村が負担しており、児童の保護者は保育料／利用者負担額以外の費用を負担する義務を負わない。 ただし、保護者が特別なサービスを希望し、保育所がこれを提供した場合は、それに要する費用を徴収して差し支えない。 なお、保護者負担金を徴収している場合は、保護者負担金徴収簿等徴収金の記録簿を作成する必要がある。 ⇒ 保護者負担金 <table border="1"> <tr> <td>保育料／利用者負担額以外の費用の負担</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td><td>徴収目的：</td></tr> <tr> <td>徴収記録簿</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td><td>無の場合の管理方法：</td></tr> </table>	保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐	有・	☐ 無	徴収目的：	徴収記録簿	☐	有・	☐ 無	無の場合の管理方法：	特定教育・保育施設運営 基準第13条											
保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐	有・	☐ 無	徴収目的：																				
徴収記録簿	☐	有・	☐ 無	無の場合の管理方法：																				

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																				
4 苦情対応 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に対応していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。 ○ 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情対応に係る処理手順を定める要綱、要領等を整備しておくこと。 ・ 施設長、理事等を苦情解決責任者とする。 ・ 職員の中から苦情受付担当者を任命する。 ・ 第三者委員には、評議員、監事はなれるが、理事はなれない。 ⇒ 実施状況 <table border="1"> <tr> <td>ア 苦情対応処理規程等</td><td>☐</td><td>有（規程名：_____）</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>イ 受付窓口担当者</td><td>☐</td><td>有（職氏名：_____）</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>ウ 苦情解決責任者</td><td>☐</td><td>有（職氏名：_____）</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>エ 第三者委員</td><td>☐</td><td>有（氏名・職業：_____）</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>オ 利用者・家族への周知方法</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>カ 受付件数（前年度）</td><td colspan="2">件</td><td colspan="3">苦情受付経過記録簿の整備☐ 有・☐ 無</td></tr> </table>	ア 苦情対応処理規程等	☐	有（規程名：_____）	・	☐	無	イ 受付窓口担当者	☐	有（職氏名：_____）	・	☐	無	ウ 苦情解決責任者	☐	有（職氏名：_____）	・	☐	無	エ 第三者委員	☐	有（氏名・職業：_____）	・	☐	無	オ 利用者・家族への周知方法						カ 受付件数（前年度）	件		苦情受付経過記録簿の整備 ☐ 有・ ☐ 無			社会福祉法第82条 基準第14条の3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について（平成12年8月22日厚生省児童家庭局長 児発第707号他） 苦情解決の指針	
ア 苦情対応処理規程等	☐	有（規程名：_____）	・	☐	無																																			
イ 受付窓口担当者	☐	有（職氏名：_____）	・	☐	無																																			
ウ 苦情解決責任者	☐	有（職氏名：_____）	・	☐	無																																			
エ 第三者委員	☐	有（氏名・職業：_____）	・	☐	無																																			
オ 利用者・家族への周知方法																																								
カ 受付件数（前年度）	件		苦情受付経過記録簿の整備 ☐ 有・ ☐ 無																																					

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄												
[一時預かり事業] * 一時預かり事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。（自主事業として実施している場合は記載不要です。） 1 事業類型 どの事業類型により実施していますか。 2 設備 必要な設備が設けられていますか。 3 職員の配置 保育従事者、教育・保育従事者は配置されていますか。	一時預かり事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下 回答不要 ☐一般型 ☐幼稚園型Ⅰ ☐余裕活用型 ☐はい・☐いいえ ☐はい・☐いいえ	※一時預かり事業は地域子育て支援拠点事業とともに社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けられているため、定款の目的に規定するとともに、実施に当たってはあらかじめ県に届出しなければならない。（児童福祉法第34条の12） ○ 主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う。 ○ 主として保育所型認定こども園に在籍している満3歳以上の教育時間終了後の幼児に対して当該保育所型認定こども園が行う。 ○ 事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員数の総数から当該利用する児童の数を除いた数の乳幼児を対象として行う。 ○ 基準第32条の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じ、必要な設備（医務室、調理室、屋外遊戯場を除く）を設ける必要がある。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">設備の状況</th> </tr> <tr> <td>乳児室又はほふく室</td> <td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>☐有・☐無</td> </tr> <tr> <td>保育に必要な器具の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱、保存等の調理機能を有する設備 （食事を提供する場合に限る。）</td> <td>☐有・☐無</td> </tr> </table> （一般型） ○ 基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じ、保育従事者を配置しなければならない（保育従事者数は2人を下回ることはできない。） （保育従事者のうち保育士を1／2以上とすること） ただし、当該事業と施設とが一体的に運営されている場合であって、当該事業を行うに当たって、当該施設の職員による支援を受けることができるときは、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。	設備の状況		乳児室又はほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	保育室又は遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	便所	☐ 有・ ☐ 無	保育に必要な器具の状況		加熱、保存等の調理機能を有する設備 （食事を提供する場合に限る。）	☐ 有・ ☐ 無	児童福祉法施行規則第36条の35 一時預かり事業実施要綱 児童福祉法施行規則第36条の35 基準第32条 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号 基準第33条第2項 一時預かり事業実施要綱	
設備の状況																
乳児室又はほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
保育室又は遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
便所	☐ 有・ ☐ 無															
保育に必要な器具の状況																
加熱、保存等の調理機能を有する設備 （食事を提供する場合に限る。）	☐ 有・ ☐ 無															

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																									
		(幼稚園型Ⅰ) ○ 基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象となる幼児の年齢及び人数に応じ、教育・保育従事者を配置しなければならない(教育・保育従事者数は2人を下回ることはいできない。) (教育・保育従事者のうち保育士又は幼稚園普通免許状所有者を1／2以上とすること) ただし、当該事業と施設とが一体的に運営されている場合であって、当該事業を行うに当たって、当該施設の職員による支援を受けることができるときは、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。 ・ 保育士以外の保育従事者 ・ 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者 ※以下の研修を修了した者とする。 ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」の別紙ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和2年3月31日までの間に修了した者とする。 ⇒ 保育士の配置状況 (対象児童受入人数欄には、昨年度4月1日から自主点検表作成日までの間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載) <table><tr><th colspan="2">一時預かり対象児童受入人数 (月 日)</th><th colspan="2">必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)</th><th rowspan="6">※ にのみ数字を入力すること。</th></tr><tr><td>乳児</td><td>人</td><td>/</td><td>3 人 = 人</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>人</td><td>/</td><td>6 人 = 人</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>人</td><td>/</td><td>20 人 = 人</td></tr><tr><td>4歳以上児</td><td>人</td><td>/</td><td>30 人 = 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>人</td><td>合計(四捨五入)</td><td>人</td></tr></table> 実際保育士配置数 合計 人 (余裕活用型) 基準第33条で定める基準を満たすこと。	一時預かり対象児童受入人数 (月 日)		必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)		※ にのみ数字を入力すること。	乳児	人	/	3 人 = 人	1・2歳児	人	/	6 人 = 人	3歳児	人	/	20 人 = 人	4歳以上児	人	/	30 人 = 人	合計	人	合計(四捨五入)	人	児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号 基準第33条第2項 子育て支援員研修事業の実施について 一時預かり事業実施要綱 家庭的保育事業の実施について	
一時預かり対象児童受入人数 (月 日)		必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)		※ にのみ数字を入力すること。																									
乳児	人	/	3 人 = 人																										
1・2歳児	人	/	6 人 = 人																										
3歳児	人	/	20 人 = 人																										
4歳以上児	人	/	30 人 = 人																										
合計	人	合計(四捨五入)	人																										
			児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号																										

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄						
[病児保育事業] * 病児保育事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。 1 設備 必要な設備が設けられていますか。	病児保育事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下 回答不要 ☐はい・☐いいえ	※病児保育事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けられているため、定款の目的に規定するとともに、実施に当たってはあらかじめ県に届出しなければならない。 (児童福祉法第34条の18) (病児対応型・病後児対応型) ○ 実施場所は保育所等に付設された専用スペース又は専用施設である必要がある。 ○ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有する必要がある。 ○ 調理室を有する必要がある。病児保育専門の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。 ⇒ 【設備の状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室及び観察室又は安静室</td> <td> ☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。 </td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td> ☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。 </td> </tr> </tbody> </table> ○ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所となっている必要がある。 (体調不良児対応型) ○ 実施場所は保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている必要がある。	設備の状況		保育室及び観察室又は安静室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	調理室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	子ども・子育て支援交付金 交付要綱 病児保育事業実施要綱	
設備の状況										
保育室及び観察室又は安静室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。									
調理室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																																																
2 職員の配置 必要な職員は配置されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(病児対応型・病後児対応型) ○ 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等という。」）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置していること。 ○ 保育士を利用児童おおむね3人に1名以上配置していること。 ⇒ 職員の配置状況 (対象児童受入人数欄には、昨年度4月1日から自主点検表作成日までの間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 (月 日)</th> <th colspan="2">配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>人</td> <td>看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>人</td> <td>准看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>人</td> <td>保健師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>人</td> <td>助産師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>保育士</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> (体調不良児対応型) ○ 看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ⇒ 職員の配置状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 (月 日)</th> <th colspan="2">配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>人</td> <td>看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>人</td> <td>准看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>人</td> <td>保健師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>人</td> <td>助産師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> (送迎対応) ○ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置すること。	病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	保育士	人	病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	合計	人	子ども・子育て支援交付金 交付要綱 病児保育事業実施要綱	
病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数																																																		
乳児	人	看護師	人																																																	
1・2歳児	人	准看護師	人																																																	
3歳児	人	保健師	人																																																	
4歳以上児	人	助産師	人																																																	
合計	人	保育士	人																																																	
病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数																																																		
乳児	人	看護師	人																																																	
1・2歳児	人	准看護師	人																																																	
3歳児	人	保健師	人																																																	
4歳以上児	人	助産師	人																																																	
合計	人	合計	人																																																	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
3 運営について 運営を適切に行っていますか。	☐はい・☐いいえ	(病児対応型・病後児対応型) ○ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で、対象児童の受け入れを行う必要がある。 ○ 本事業を担当する職員は、利用日の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施する必要がある。 ○ 対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れの決定を行う必要がある。 ○ 保護者が児童の症状や処方内容等を記載した連絡票により、症状を確認し、受け入れの決定を行う必要がある。 ○ 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の保育所等ではなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努める必要がある。 ○ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築する必要がある。 ○ 病児対応型を実施する場合、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定する必要がある。 ○ 病児対応型を実施する場合、指導医又は協力医療機関との間で、緊急時の対応についてあらかじめ文書による取り決めを行う必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医との相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。 (体調不良児対応型) ○ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行う必要がある。 ○ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を、地域のニーズに応じて定期的の実施する必要がある。 ○ 協力医療機関をあらかじめ設定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築する必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。	子ども・子育て支援交付金 交付要綱 病児保育事業実施要綱	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
4 衛生管理について 衛生管理を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(送迎対応) ○ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。 ○ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借り上げ等における実施も可能とする。 ○ 保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に連絡すること等により実施すること。また、送迎対応を行った上で、病児対応型の事業を実施する施設において保育を行うに当たっては、かかりつけ医等に受診すること。 ○ 病児対応型を実施する場合、指導医又は協力医療機関との間で、緊急時の対応についてあらかじめ文書による取り決めを行う必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医との相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。 ○ 児童の体温の管理等その他健康状態を適切に把握する必要がある。 ○ 複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮する必要がある。 ○ 手洗い等の設備を設置するとともに、衛生面で十分な配慮を施すことにより、他児及び職員への感染を防止する必要がある。 ○ 体調不良児対応型の場合は、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他児の往来を制限する必要がある。 ○ 児童の受け入れに際して、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種を行うよう助言する必要がある。	子ども・子育て支援交付金 交付要綱 病児保育事業実施要綱	
5 関係書類について 必要な書類は整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 本事業の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておく必要がある。	子ども・子育て支援交付金 交付要綱 病児保育事業実施要綱	